

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン(学生用)

レベル	1.授業	2.学内への入構	3-1.課外活動(一般)	3-2.課外活動(強化14運動部)	4.研究活動(大学院生)
レベル0 (制限なし)	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意		感染拡大防止に留意
レベル1 (一部制限)	対面授業と遠隔授業。 対面授業は感染拡大防止の配慮をしつつ実施。	感染拡大防止に配慮しつつ登学。不要不急の用件での登学は控える。	「学友会活動計画書」及び「施設予約表A」を作成して感染症対策本部に提出し、承認されたクラブ等は、感染拡大防止の対策をして活動	活動再開に向けた計画書に基づき、承認されたクラブのみ感染拡大防止の対策をして活動	感染拡大防止に配慮しつつ、研究
レベル2 (制限-小)	講義・演習科目は、原則遠隔授業。 実験・実習・実技・卒研等科目は対面で実施を許可された科目のみ実施。	原則登学禁止。 承認された対面授業実施科目の受講者及び入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、登学。	すべての活動を停止	活動計画を提出し承認されたクラブのみ制限付きで学内体育施設を使用した練習を許可 ・3回/週、2時間/日、10名/セッションに制限 ・種目に応じた「3密」回避の対策実施 ・公共交通機関の使用は原則土日に限定 ・練習参加にあたっては保護者の承諾書を提出 ・対人競技の場合は練習内容の制限 ・公式試合は感染症対策本部の許可を得たうえで参加可	感染拡大防止の対策をして、研究。 自宅で可能な研究は自宅を実施。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル3 (制限-中)	遠隔授業	原則登学禁止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、登学。	すべての活動を停止	すべての活動を停止	入構許可を得た学生及び学位審査対象年度にある学生のみ、感染拡大防止の対策をして、指導教員のもと研究室において研究。 新たな実験は禁止。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル4 (制限-大)	遠隔授業	原則登学禁止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、登学。	すべての活動を停止	すべての活動を停止	原則研究停止。 ただし、入構許可を得た学生のみ、感染拡大防止の対策をして、指導教員のもと研究室において研究。 新たな実験は禁止。 実験室等における研究は、別に示す注意事項を遵守。
レベル5 (原則停止)	すべての授業を休講	登学禁止	すべての活動を停止	すべての活動を停止	すべての研究を停止

\*この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※ 1.授業については、レベル2(制限-小)を適用しました。

※ 強化14運動部の活動については、クラブから提出された活動計画をスポーツセンターが審議し、感染症対策本部の承認を受けるものとする。

※ 海外渡航については、外務省新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)により判断する。

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン(教職員用)

レベル	1.授業	2.研究活動	3.会議	4.勤務(事務職員)
レベル0 (制限なし)	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意	感染拡大防止に留意
レベル1 (一部制限)	遠隔授業の積極的活用。 対面授業は感染拡大防止に配慮しつつ実施。	感染拡大防止に配慮しつつ、通常の研究活動	感染拡大防止に配慮しつつ、対面での実施。 オンラインの推奨。	感染拡大防止に配慮しつつ、通常通りの勤務
レベル2 (制限-小)	講義・演習科目は、原則遠隔授業。 実験・実習・実技・卒研等科目は対面で実施を許可された科目のみ実施。	感染拡大防止の対策をして、通常の研究活動	対面は必要最小限とし、可能な限りオンラインでの実施	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、所属長の許可を得て時差出勤も可
レベル3 (制限-中)	遠隔授業	感染拡大防止の対策をして、通常の研究活動。 新たな実験は原則禁止。	対面会議は指定された会議室でのみ実施。それ以外はオンラインでの実施	感染拡大防止の対策をして、通常勤務とするが、通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を推奨。
レベル4 (制限-大)	遠隔授業	非常に優先度が高い研究活動のみ実施。 新たな実験は原則禁止。	メール、オンラインでのみ実施	事務機能維持のため、交替制により所属長が出勤者数を調整。また通勤時の混雑を回避するため、時差出勤を推奨する。他は原則として、在宅勤務又は自宅待機。
レベル5 (原則停止)	すべての授業を休講	すべての研究活動を停止	緊急に必要な会議のみオンラインで実施	緊急及び学院機能維持をするために出勤を要する最小限の要員以外、原則として、在宅勤務又は自宅待機。

\*この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※ 1.授業、4.勤務(事務職員)については、レベル2(制限-小)を適用しました。

※ 海外渡航については、外務省新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)により判断する。